

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法制度下における障害福祉サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律制度下における類型		対象者	障害福祉サービスに要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)		分類
			介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価	介護福祉士等に よる喀痰吸引等 の対価以外	
訪問系サ-ビス	居宅介護 ・身体介護（居宅における身体介護が 中心である場合） ・通院等介助（身体介護を伴う通院介 助が中心である場合） ・乗降介助（通院等のための乗車又は 降車の介助が中心である場合）	支給決定 を受けた 障害者又は 障害児 の保護者	対象（注１）		福祉系 サ-ビス
	重度訪問介護		対象（自己負担額の50%） （注１、２）		
	重度障害者等包括支援（注３）		対象（自己負担額のうち、居宅介護及び短期入所の 部分は全額、重度訪問介護の部分は50%） （注１、２）		
	同行援護		対象 （自己負担額の10%）	対象外	
	行動援護				
日中活動系 サ-ビス	短期入所	支給決定 を受けた 障害者又は 障害児 の保護者	対象 （自己負担額の10%）	対象（市町村により遅延 性意識障害者加算等とし て決定された部分に限 る。）	福祉系 サ-ビス
	療養介護		対象		医療系 サ-ビス
	生活介護		対象 （自己負担額の10%）	対象外	福祉系 サ-ビス
居住系サ-ビス	共同生活介護	支給決定 を受けた 障害者又は 障害児 の保護者	対象 （自己負担額の10%）	対象外	福祉系 サ-ビス
	施設入所支援				
	共同生活援助				
訓練系・就 労系サ-ビス	自立訓練	支給決定 を受けた 障害者又は 障害児 の保護者	対象 （自己負担額の10%）	対象外	福祉系 サ-ビス
	就労移行支援				
	就労継続支援				

（注１）医師との適切な連携をとって提供されたサービスに限る。

（注２）重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、身体介護に係る部分に限る。

（注３）重度障害者等包括支援は、身体介護を中心に居宅介護その他在宅系の障害福祉サービスを提供するもの。

児童福祉法制度下における制度		対象者	障害児支援に要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)		分類
			介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による喀痰吸引等の対価以外	
通所支援	医療型児童発達支援	通所給付決定保護者	対象		医療系サービス
	児童発達支援・放課後等デイサービス		対象 （自己負担額の10%）	対象外	福祉系サービス
	保育所等訪問支援			対象外	
入所支援	児童発達支援 （医療型障害児入所施設での支援）	入所給付決定保護者	対象		医療系サービス
	障害児入所支援 （福祉型障害児入所施設での支援）		対象（自己負担額の10%）	対象外	福祉系サービス